

雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
	：	：	

第六号様式別表五の六（提出用・控用）

1. 雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	円	平均給与等支給額 (②のイ))	⑥	円
基準雇用者給与等支給額 ⑬	②		比較平均給与等支給額 (②のロ))	⑦	
雇用者給与等支給増加額 (①-② マイナスの場合は0)	③		平均給与等支給増加額 (⑥-⑦ マイナスの場合は0)	⑧	
雇用者給与等支給増加割合 ③/②	④		平均給与等支給増加割合 ⑧/⑦	⑨	
比較雇用者給与等支給額 ⑰	⑤	円	基準雇用者給与等支給額の計算		
基準事業年度又は 基準連結事業年度等 ⑩	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑪	円	適用年度の月数 ⑩の基準事業年度又は 基準連結事業年度の月数 ⑫	基準雇用者給与等支給額 ⑪×⑫	円
・	・	円	――	⑬	円
・	・				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は 前連結事業年度 ⑭	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑮	円	適用年度の月数 ⑭の前事業年度又は 前連結事業年度の月数 ⑯	比較雇用者給与等支給額 ⑮×⑯	円
平	・	円	――	⑰	円
平	・				
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算					
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ⑳/㉑		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算	
		適用年度 (イ)		前事業年度又は前連結事業年度 (ロ)	
雇用者給与等支給額	⑱	円	⑮	円	
同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	⑲				
同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	⑳				
継続雇用者給与等支給額 ⑲-㉑	㉑				
月別支給対象者の合計数	㉒		人	人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ㉑/㉒	㉓	円			円

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	㉕又は(㉖×75%)のうち小さい額	㉗	円
派遣労働者等に支払う報酬給 与額の合計 別表5の3⑨	㉕		控除額 ③×㉔/(㉔+㉗)	㉘	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑩	㉖		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
①のうち所得等課税事業に係る額	㉙	円	国内における所得等課税事業 に係る期末の従業者数	㉚	人
控除額 ③×㉔/①、 ㉘×㉔/①、③×㉔/㉚又は㉘×㉔/㉚	㉚		国内における事務所又は事 業所の期末の従業者数	㉛	
雇用安定控除額がある法人					
収益配分額 別表5の2④	㉜	円	控除額 ③×(㉜-㉝)/㉞、 ㉘×(㉜-㉝)/㉞又は㉘×(㉜-㉝)/㉞	㉟	円
雇用安定控除額 別表5の2⑤	㉝		3. 付加価値額から控除する雇用者給与等支給増加額		

3. 付加価値額から控除する雇用者給与等支給増加額

控除額 ③、㉘、㉟又は㉞	㉞	円
-----------------	---	---

第6号様式別表5の6記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「平成30年旧法」という。）附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4条に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。
- 「基準雇用者給与等支給額⑬」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「⑪×⑫×70/100」として計算した金額を記載すること。
 - 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
 - 平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、平成30年旧措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑳」の「適用年度(イ)」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑳」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額⑳」の「適用年度(イ)」及び「月別支給対象者の合計数㉑」の「適用年度(イ)」の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数㉑」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「1」と記載すること。
- 「①のうち所得等課税事業に係る額㉒」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち平成30年旧法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。
- 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。
 - 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
 - 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
 - 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合

（平27省令54・追加・平28省令69・一部改正・平29省令46・一部改正・平30省令42・一部改正）